

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	『蒙求和歌』における董永董仲舒父子説について：董永故事の変遷を中心に
Author(s)	章, 剣
Citation	中國中世文學研究, 66 : 35 - 44
Issue Date	2015-09-28
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042522">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042522</a>
Right	
Relation	



# 『蒙求和歌』における董永董仲舒父子説について —董永故事の変遷を中心に—

## 章 劍

### はじめに

董永は漢代の有名な孝子である。その故事は古くから広く知られ、中国国内だけではなく日本にも伝わった。鎌倉初期に成立した源光行の『蒙求和歌』<sup>〔1〕</sup>恋部には董永の故事が収められている。

### 董永自売

董永、イトケナクテ母ニオクレテ、家マヅシカリケレバ、田ヲツクリテ、ヨロワタリテ、ヒトリノチチヲヤシナヒケリ。チチノヒトリ家ニアラムコトヲ、ココログルシク思ヒテ、少<sup>（少）</sup>キ車ニ乗セテ、田ノホトリニグシテユキテ、木ノシタカゲニスエテ、ミヅカラ田ヲツクリケリ。  
父死ニテ、後ヲオモヒワビツツ、ミヲウリテ一万ノゼニヲエテ、ワザノコトヲヲヘテ、カヘルミチニヒトリノ女アヘリ。ミメカタチイヒシラズ、タグヒナ

キホドナリケリ。女、ススミテイヒヨリテ、董永ガメニナリテ、一月ニカトリ三百疋ヲオリテ、ミヲウリシアタヒヲツグノハセテ、董永ヲウケイダシテ、家ニカヘリスミテ、ヒトリノ子ヲウミテケリ、仲舒ト云フ。後ニ、「我ハ、天ノ織女ナリ。天帝、汝ガ孝養ノココロザシヲホメテ、ミヲウリシアタヒヲツグノハセムタメニ、ツカハシテ、チギリムスブトイヘドモ、下界ニヒサシクスムベキミアラズ」トイヒテ、ナクナクワカレサリニケリ。  
ハハキギノ アトヲトハレヌ ミナリセバ ヒトリフセヤニ シヅミハテマシ

『蒙求和歌』は、中国唐代の幼学書『蒙求』から話を選出し、翻訳・添削などの手を加えて説話文を作り、その上に和歌をつけるという歌物語の性格をもつ和歌集である。本話の『蒙求』<sup>〔2〕</sup>原文は次のようである。

### 董永自賣

漢書。董永少失母、養父。家貧傭力。至農月、以小車推父、置田頭蔭樹下、而營農作。及父死、遂從主人貸錢一萬送父。許約賣身為奴。遂得錢葬父。還於路、忽遇一婦人。姿容端美。求為妻。永作妻。永乃俱詣主人。令永妻織繡、「三百疋放汝夫。」妻乃當機織。一月而織畢。主人深怪其速疾、遂放之。相隨至舊相遇處、辭永曰、「我是天之織女也。縁見君至孝、天帝令助君償錢既債。」言訖、凌空而去也。（漢書に  
いふ。董永 少くして母を失ひ、父を養ふ。家貧しくて傭力す。農月に至れば、小車を以て父を推し、田頭の蔭樹の下に置きて、農作を営む。父の死するに及び、遂に主人従り錢一万を貸りて父を送らんとす。許して身を売りて奴と為らんことを約す。遂に錢を得て父を葬る。還りて路に於いて、忽ち一婦人に遇ふ。姿容端美なり。妻と為らんことを求む。永妻と作す。永乃ち俱に主人に詣る。永の妻をして繡を織らしめ、「三百疋にして汝の夫を放さん」と。妻乃ち機に當りて織る。一月にして織り畢る。主人深く其の速疾なるを怪しむも、遂に之を放す。相隨ひて旧の相遇ひし処に至り、永に辭して曰く、「我は是れ天の織女なり。君の至孝を見るに縁り、天帝君を助けて錢を償はし債を既へしむ」と。言ひ訖はり、空を凌ぎて去るなり。)

両者を対照してみれば、『蒙求和歌』はおおむね『蒙求』に基づいていることがわかる。ただし、『蒙求』にはない「ヒトリノ子ヲウミテケリ、仲舒ト云フ」という一文が見られる。董永と天女との間に仲舒という子が生まれたとなっているのである。周知のように、董仲舒は前漢の儒学者で、広川（現在の河北省景県）の人であり、武帝に進言して儒教を国教にすることに努めた人物である。『史記』『漢書』には伝があるが、その両親について言及していない。一方の董永は『搜神記』によると、漢の千乘（現在の山東省高青県）の人とあるが、具体的な生活時期は不詳である。したがって、董永と董仲舒との父子説、特に董仲舒は董永と天女の子であるという説は、まったくのでっち上げで、信用するに足りない。そこで本論文では、『蒙求和歌』にはなぜそのような記述が入ったのかについて、董永故事の変遷を踏まえて考察したい。

### 一 董永故事の変遷

『蒙求和歌』は『蒙求』の原文を和文化化する時、多くの増補がなされた。その真名序<sup>〔3〕</sup>に「訪言行於他書之外」（言行を他書の外に訪ぬ）とあるように、増補した内容の多くは、様々な漢籍から関連する記述を採っている。つまり、董永と董仲舒の父子関係の記述も、他の書籍から得たものである可能性が高い。

このことを明確にするため、まず董永故事の変遷をひととおり整理して見る必要があると思われる。以下、六

朝以前、唐五代、宋代以降の三期に分けて考察してみた。

I. 六朝以前—「孝感」  
董永故事の最も早い流布は後漢にまで遡ることができ。現存する後漢晩期の祠堂や墓壁の画像石の絵から、董永故事を題材にしたものには少なくとも次の四点がある。



図 1  
山東嘉祥武梁祠後壁・董永侍父



図 2  
山東泰安大汶口墓前室北壁横額東段  
画像

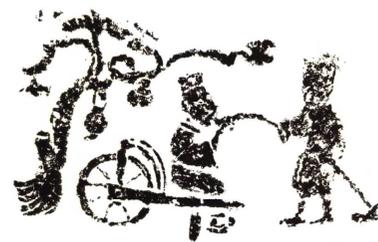


図 3  
四川渠縣蒲家灣無名闕  
董永侍父



図 4  
四川樂山柿子崖墓  
董永侍父

【文中に刻まれたのは、いずれも『蒙求』の原文に記載される「農月に至れば、小車を以て父を推し、田頭の蔭樹の下に置いて、農作を営む」という内容である。また、

図1と図2には図の上部に空中を飛ぶ天女の姿が描かれており、これは天帝が董永の孝行に感動して遣わし、董永のために機を織った天女である。

ここで注目したいのは、これらの四つの画像石は、遠く千里も離れた山東と四川で発見されたものだという点である。つまり、董永故事は遅くとも後漢晩期にはすでに広く流布していたと考えられるのである。

曹植の「靈芝篇」<sup>1)</sup>に、

董永遭家貧	董永家の貧しきに遭ひ
父老財無遺	父老いて財遺る無し
舉假以供養	挙仮して以て供養し
傭作致甘肥	傭作して甘肥を致す
責家填門至	責家門を填めて至り
不知何用歸	何を以て帰らしむるかを知らず
天靈感至德	天靈 至徳に感じ
神女為乘機	神女 為に機を乗る

とあるのも、画像石の絵の内容と合致する。

六朝期になると、董永故事には更に「売身葬父」(身を売って父を葬る)という、その突出した親孝行さを表現する新たな内容が加わる。干宝『搜神記』<sup>2)</sup>巻一には次のような話が記されている。

漢董永、千乘人。少偏孤、與父居。肆力田畝、鹿車

を助けて債を償はしむるのみ」と。語り畢り、空を凌ぎて去り、在る所を知らず。)

ここにおいて、董永故事の「孝感」という主題は完全に確立したのである。

なお、敦煌文書の句道興本『搜神記』にも董永故事が収められている。その内容は干宝『搜神記』とほぼ同じだが、文末に「前漢の人なり」という一文があり、また出典を「劉向孝子図」としている。前漢の人である劉向が「前漢」と言うはずがないし、『隋書』経籍志には「孝子伝」に関連する書籍が六種類収録されているが、劉向の作とされるものは含まれていない。また、敦煌文書<sup>〔2〕</sup>を中心に、「孝子伝」を出典とする類書による董永故事への引用が多数見られるが、劉向の作とは記されていない。したがって、句道興本『搜神記』にある董永故事は、実は『隋書』経籍志に収録されている六朝期にできあがったどれかの『孝子伝』から取り上げられたものであろう、と考えるのが妥当かもしれない。

## II・唐五代―「孝感」＋「尋母」

唐代以降、董永故事は俗文学の域にも進出した。敦煌変文の中に「董永変文」<sup>〔3〕</sup>と名付けられるものが現存する。もともと散文の台詞も挟んでいたと見られるが、現在一三四句の韻文しか残っていない。だが、内容的には整っている。その前半は董永の「孝感」の話で、おおむね『搜神記』などを踏襲している。注目すべきはその後

半部分で、次のように述べられている。

娘子便即承雲去	娘子 便即ち雲に乗りて去り
臨別分付小兒郎	別れに臨みて小兒郎に分付す
但言好看小孩子	但だ言ふ 好く小孩子を看んと
共永相別涙千行	永と共に相別れて涙千行たり
董仲長年到七歲	董仲 年を長じて七歳に到り
街頭由喜道邊旁	街頭 道の辺旁に遊戯す
……	
董永放兒覓母去	董永 兒を放ちて母を覓めて去らしめ
往行直至孫賓傍	往行して直に孫賓の傍に至る
夫子將身來誓掛	夫子身を將て來たりて筮卦す
此人多應覓阿孃	此の人多く応に阿孃を覓むべしと
……	
此者便是董仲母	此の者 便ち是れ董仲の母なり

ここに董永と天女の間生まれた董仲という子が登場する。天女は董仲を産んだ後、子を董永に預けて天界に戻った。董仲は七歳になると、母を尋ねる旅に出るが、占い師の孫賓の助けで母に会うことができた。つまり、「董永変文」では、董永「孝感」の話以外に、董仲「尋母」(母を尋ねる)の話が加えられているのである。

この「尋母」の部分が句道興本『搜神記』「田崑崙」の

話に基づいたものであることは従来の研究によって明らかになっている。「田崑崙」の話では、母を探す子の名は「田章」で、彼を助ける占い師の名は「董仲」である。「董永変文」はこの話を翻案して、子の名を「田章」から「董仲」に、占い師の名を「孫賓」としている。

「董永変文」が董永故事の変遷の過程で持つ重要な意味は、六朝以前の「孝感」という主題以外に、新たに「尋母」という主題を加えたことにある。

図 1



↑子ども

↑董永の父

↑董永

天女↓

ところで、なぜ「董永変文」に子どもの話が加えられたのか、その伏線は前述した漢代の画像石の中にすでに見られる。山東嘉祥武梁祠後壁画像(図1)の右下に、董永の父が座る小車の後方に木があり、木の右側によじ登ろうとする子どもの姿が描かれている。もし、図中の子どもが董永と天女との間の子なら、この子が木に登ろうとする目的は、天へ昇る母を追うことであろう。つまり、現存する文献資料には記されていないが、割と早い時期からすでに董永と天女との間に子どもがいるという話があつて、これが「董永変文」の内容に反映されているのではなからうか。

## III・宋代以降―「孝感」＋「出世」＋「尋母」

宋代以降、董永故事は白話小説・戯曲などにも広がっていった。宋代には話本小説「董永遇仙伝」、元代以降はおもに戯曲作品、例えば『織錦記』などである。これらの比較的長編の作品では、内容がより豊かに語られ、人物像もより生き生きと描かれている。最も注目すべきは「孝感」・「尋母」という従来の主題以外に、孝を重視する皇帝が董永の「孝感」の事跡を大々的に褒賞し官爵を与えたという董永「出世」の話が加えられ、官爵を得て出世した董永は、以前雇われていた金持ちの家の娘と再婚し、幸せな生活を送ったとなっている点である。「出世」という主題が加わったことは、俗文学としての民衆的美意識や倫理観を取り入れた面を反映していると言えよう。なお、敦煌文書P二六二一『事森』<sup>〔4〕</sup>に引く『孝子伝』

には「天子徵永、拜為御史大夫」（天子永を徵し、拜して御史大夫と為す）という一文があり、これは董永「出世」の最も早い記述であることも指摘しておきたい。

その後、董永故事は内容上の大きな増補がなされることはなく、むしろその一部分を取り上げて加工・改編される傾向が強くなる。例えば、黄梅戯の『天仙配』はその代表的な作品である。『天仙配』は董永と天女との愛に着目し、人間と仙人との波瀾に富んだ恋愛物語となっている。

## 二 「董仲舒」から「董仲舒」へ

ここまで述べたように、董永の子は「董永変文」では「董仲」という名で初めて登場し、宋代の話本「董永遇仙記」では「董仲舒」となっていることがわかる。両者には一文字の差しかないので、まず誤写の可能性が考えられるであろう。実は、敦煌文書には両者の誤用例が見られる。

a. 「董仲」を「董仲舒」と誤写する例  
敦煌文書P二七四八『古賢集』<sup>12)</sup>には次の詩句がある。

董仲書符去百惡 董仲 符を書きて百惡を去り  
孫賓善卜避妖邪 孫賓 トを善くして妖邪を避く

同じ詩句は敦煌文書P三九二九『古賢集』<sup>13)</sup>にも収められている。

居知風、穴居知雨。卿非狐狸則是其甥舅耳。」客聞此語、色動形戰、即化為老狸而走也。出前漢書。(董仲、姓は董、字は仲舒、前漢の広川の人なり。室に居りて書を読むに、忽ち一客有り来たりて仲舒を見る。客曰く、「天、將に雨らんと欲すべし」と。舒答へて曰く、「巢居するは風を知り、穴居するは雨を知る。卿狐狸に非ざらば則ち是れ其の甥舅なるのみ」と。客此の語を聞き、色は動じ形は戦き、即ち化して老狸と為りて走るなり。前漢書に出づ。)

という話が記されており、「董仲」と「董仲舒」は同一人物と見なされている。そうであれば、「董永変文」に登場した董永の子「董仲」が「董仲舒」に変わったとしても不思議ではない。ついに五代前蜀の杜光庭『録異記』<sup>14)</sup>巻八には、

蔡州西北百里平輿縣界有仙女墓。即董仲舒為母追葬衣冠之所。傳云、董永初居玄山、仲舒既長、追思其母、因築墓焉。秦宗權時、或云、仲舒母是天女、人間無墓、恐是仲舒藏神符靈藥及陰陽秘訣於此。宗權命裨將領卒百餘人往發掘之。即時注雨、六旬不止、竟施工不得。是、淮西妨農、因致大飢焉。(蔡州の西北百里の平輿県界に仙女の墓有り。即ち董仲舒の母の為に衣冠を追葬するの所なり。伝へて云ふ、董永初め玄山に居り、仲舒既に長じ、其の母を追思し、

董仲舒符去百惡 董仲舒の符 百惡を去り  
孫賓善卜避妖邪 孫賓 トを善くして妖邪を避く

前記の句道興本『搜神記』「田崑崙」および「董永変文」の話によると、「董仲」と「孫賓」はいずれも魔よけや占いに長ずる占い師である。それを踏まえると、この二句は明らかに「董仲」書符去百惡、孫賓善卜避妖邪」と整然たる対句の形となっている。だから、P二七四八本の表記のほうが正しいと思われる。なお、「書」と「舒」はともに「傷魚切」の同音字なので、聞き取って伝写する際に間違いが生じたことが十分に考えられる。

b. 「董仲舒」を「董仲」と誤写する例  
敦煌文書P二五二四『語対』<sup>15)</sup>「懷蛟」條には、

董仲作『春秋繁露』、夢懷蛟。(董仲 『春秋繁露』を作り、蛟を懐くを夢む。)

とある。ここでの「董仲」は明らかに「董仲舒」の誤写である。

ところが、唐代では「董仲」と「董仲舒」を混同する傾向が現れていた。『瑠玉集』巻十二「鑿識篇」<sup>16)</sup>には、

董仲、姓董、字仲舒、前漢廣川人也。居室讀書、忽有一客來見仲舒。客曰、「天將欲雨。」舒答曰、「巢

因りて墓を焉に築くと。秦宗權の時、或るひと云ふ、仲舒の母は是れ天女なり、人間に墓無く、恐らく是れ仲舒の神符靈藥及び陰陽秘訣を此に藏するならんと。宗權 裨將に命じて卒百余人を領して往きて之を發掘せしむ。即時にして注雨し、六旬なるも止まず、竟に施工するも得ず。是れ、淮西 農を妨げ、因りて大飢に致すなり。)

と、初めて董永と董仲舒の父子関係が明記された。以降、『録異記』のこの説は、「董永遇仙記」などの後世の董永譚に踏襲されていく。

董永と董仲舒との父子関係の成立は、右記の文字上の関連という外的要因以外にも、何らかの内的な関連も考えられるかもしれない。董永「孝感」の話が漢代に成立した背景に、董仲舒が提唱した天人相関説が影響しているとも考えられる。その点から見れば、董仲舒は董永とその孝行に感動した天が遣わした天女との間に生まれた子である、というのも全く理解しがたいことでもなからう。

## おわりに

最後に、本文最初に提起した、『蒙求和歌』にはなぜ「ヒトリノ子ヲウミテケリ、仲舒ト云フ」という記述が入ったのか、という問題に戻ろう。

『蒙求和歌』片仮名本の序文は土御門天皇元久元(一

二〇四）年に書かれた。それは中国の南宋寧宗嘉泰四年に当たる。この時、話本小説「董永遇仙記」は成立していたかもしれないが、果たして日本に伝わっていたかどうかは定かでない。ただし、「董永遇仙記」<sup>〔15〕</sup>では、

天宮織女自與董永別後、不覺十月満足、生下一子。已得一月、取名叫做董仲舒。遂自送下界來、與董永撫養。（天宮の織女董永と別れし後自り、覚えずして十月満足し、一子を生み下す。已に一月を得、名を取りて叫びて董仲舒と做す。遂に自ら下界に送りて来たり、董永に与へて撫養せしむ。）

と、天女は天界に戻った後、董仲舒を生み、下界の董永に子を托すとなっているが、『蒙求和歌』では天女は天界に戻る前に董仲舒を生んでいる。この点において、『蒙求和歌』は「董永変文」の「娘子 便即ち雲に乗りて去り、別れに臨みて小児郎に分付す、但だ言ふ 好く小孩子を看んと。」という記述と共通する。

また、『蒙求』原文に「言ひ訖はり、空を凌ぎて去るなり」と簡単に述べられた天女と董永の別れ場面は、『蒙求和歌』では「ナクナクワカレサリニケリ」と涙ながらの別れへと脚色を加えられている。この部分も「董永変文」の「永と共に相別れて涙千行たり」という描写と符合する。

このように見てくると、「董永遇仙記」より「董永変文」

のほうが『蒙求和歌』が基づいた「他書」である可能性が高い。しかし、以下の二点について更に説明する必要があるだろう。一つ目は「董永変文」では子どもの名が「董仲」であって「董仲舒」ではないという点、二つ目は「董永変文」が当時日本に伝わっていたかという点である。

一点目に関しては、何とか説明できるかもしれない。まず誤写の可能性を完全に否定することができない。たとえ誤写でないとしても、前述の『瑠玉集』は当時すでに日本に伝わっており、『日本国現在書目録』に著録されている）、その中で董仲と董仲舒は同一人物と見なされているから、このような見方もすでに日本に伝わっていたと考えてよいだろう。だから、『蒙求和歌』の作者源光行もこれを知っていたかもしれない。二点目は関しては、今のところ確証がない。

現段階においては『蒙求和歌』の「ヒトリノ子ヲウミテケリ、仲舒ト云フ」という記述は、「董永変文」や『瑠玉集』などの漢籍から取られたと推定できるが、それを確定するには新しい資料の発見を待たなければならない。

#### 注

〔1〕日本国会図書館蔵伝慈鎮筆鎌倉初期写本（中文出版社、一九七九年）

〔2〕台北故宫博物院蔵上巻古鈔本（池田利夫編『蒙求古注集成』上巻、汲古書院、一九八八年）

〔3〕日本国会図書館蔵伝慈鎮筆鎌倉初期写本

〔4〕中国画像石全集編輯委員会編『中国画像石全集』（河南美術出版社・山東美術出版社、二〇〇〇年）

〔5〕『宋書』卷二十二「樂志四」（中華書局、一九七四年）

〔6〕中華書局点校本、一九七九年

〔7〕敦煌文書P二五〇二類書、P二五二四『語対』、P四六三六

『語対』P二五五七『新集文詞九経抄』、P二六二二『事森』など

〔8〕黄徴・張湧泉『敦煌変文校注』巻一（中華書局、一九九七年）

〔9〕上海古籍出版社・法国国家図書館編『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』第十六卷（上海古籍出版社、二〇〇一年）

〔10〕『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』第十八卷（二〇〇一年）

〔11〕『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』第三十卷（二〇〇三年）

〔12〕『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』第十五卷（二〇〇一年）

〔13〕古逸叢書影印本

〔14〕津逮秘書本

〔15〕程毅中『清平山堂話本校注』（中華書局、二〇一二年）

※本稿は「研究基金」中国湖北省教育庁人文社会科学学術研究一般項目「漢籍東漸——『蒙求』在日本的伝播与接受史研究」の助成を受けたものである。